

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年五月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 削除</p> <p>十九〇二十四 (略)</p> <p>二〇五 削除</p> <p>二一六〇四十四 (略)</p> <p>二二五 心臓移植レシピエント由来の凍結保存同種組織を用いた外科治療、感染性心臓疾患、大動脈基部置換術後の弁機能不全又は仮性動脈瘤に対する再手術、肺動脈閉鎖又は狭窄を有する先天性心疾患、自己肺動脈弁を用いた大動脈基部置換術、右室流出路再建術後の弁機能不全又は仮性動脈瘤に対する再手術</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 腫瘍治療電場療法 膠芽腫(当該疾病が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者に係るものであって、テント上に位置するものに限る。)</p> <p>一九〇二十四 (略)</p> <p>二〇五 セボフルラン吸入療法 急性呼吸窮迫症候群(従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。)</p> <p>二一六〇四十四 (略)</p> <p>(新設)</p>